

臨時福祉給付金

平成26年4月1日の消費増税の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

支給要件

○支給対象者

- 平成27年度分の**住民税が課税されていない方が対象**です。

※ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
(課税者の扶養となっている場合)
・生活保護の受給者である場合 など
は対象となりません。

○支給額

- 1人につき **6,000円**。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	93万
扶養1人	137.8万
扶養2人	168.3万
扶養3人	210.3万

(公的年金等受給者)

区分		非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	65歳以上	148万
	65歳未満	98.8万
夫婦	65歳以上	192.8万
	65歳未満	142.8万



申請方法

1

申請書
を入手

基準日(平成27年1月1日)時点で、住民票が宇多津町にある方が対象です。
基準日(平成27年1月1日)時点で、宇多津町に住民票がなかった方は、住民票があった市町村(申請先)から申請書入手してください。

申請書は、非課税者、未申告者の世帯には、税務課より申請書を送付します。
課税の方が世帯にいる場合には、申請書は送付しませんので、該当すると思われる方は、町のホームページもしくは保健福祉課にて、申請書入手ください。
課税者の扶養にとられている場合など、申請書が届いても対象にならない場合もありますので、ご了承ください。

2

申請書
を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、下記のとおり受付をいたしますので、郵送するか、下記の受付場所の窓口にて直接提出してください。

- 受付期間 平成27年8月3日(月)～平成27年11月4日(水)まで
- 受付場所 宇多津町役場 1F 臨時福祉給付金窓口
- 受付時間 9時～5時まで(時間外は、保健福祉課にて受付します。)
- 必要書類 ①身分証明証(対象者が複数の場合は全員分) ②通帳 ③印鑑

問い合わせ

● 給付金に関するお問い合わせ

宇多津町役場 保健福祉課
電話：0877-49-8003

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570-037-192

● 税に関するお問い合わせ

宇多津町役場 税務課
電話：0877-49-8004

みな いいきゅうふ